

事務連絡
平成26年10月31日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会

豚流行性下痢(PED)ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しを踏まえた協力依頼について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事監視指導班課長補佐・動物衛生課保健衛生班課長補佐より通知がありましたのでお知らせします。

事務連絡
平成26年10月28日

各都道府県動物衛生主管課長 殿
別記 関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課薬事監視指導班課長補佐
動物衛生課保健衛生班課長補佐

豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しを踏まえた協力依頼について

豚流行性下痢（PED）ワクチンの供給については、「豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しについて」（平成26年10月28日付け26消安第3736号消費・安全局畜水産安全管理課長、動物衛生課長通知）をもって、これまでの体制を見直したところです。今後の基本的な対応については、下記のとおりとしますので、御協力願います。

記

1. 都道府県

- (1) 都道府県が把握している養豚農家の需要見込量を基に、都道府県内の1か月ごとの需要見込量（各月中に1回目のワクチン接種を行う妊娠豚の頭数の2倍。以下単に「需要見込量」という。）を計算し、販売事業者に速やかに情報提供すること。その際、販売事業者に対して、養豚農家等へ未販売のワクチン（以下「在庫」という。）がある場合は、その量を差し引いた数量を製造メーカーに注文するよう依頼すること。また、養豚農家に対して、各農家の需要見込量の範囲で販売事業者に発注するよう周知すること。

なお、当初把握していた需要見込量の範囲内で調整することが困難な場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課に速やかに連絡すること。

- (2) 販売事業者のうちの幹事社に対して、別添様式により取りまとめるよう連絡するとともに、報告された販売実績を農林水産省畜水産安全管理課に翌月の第2週の金曜日までに報告すること。

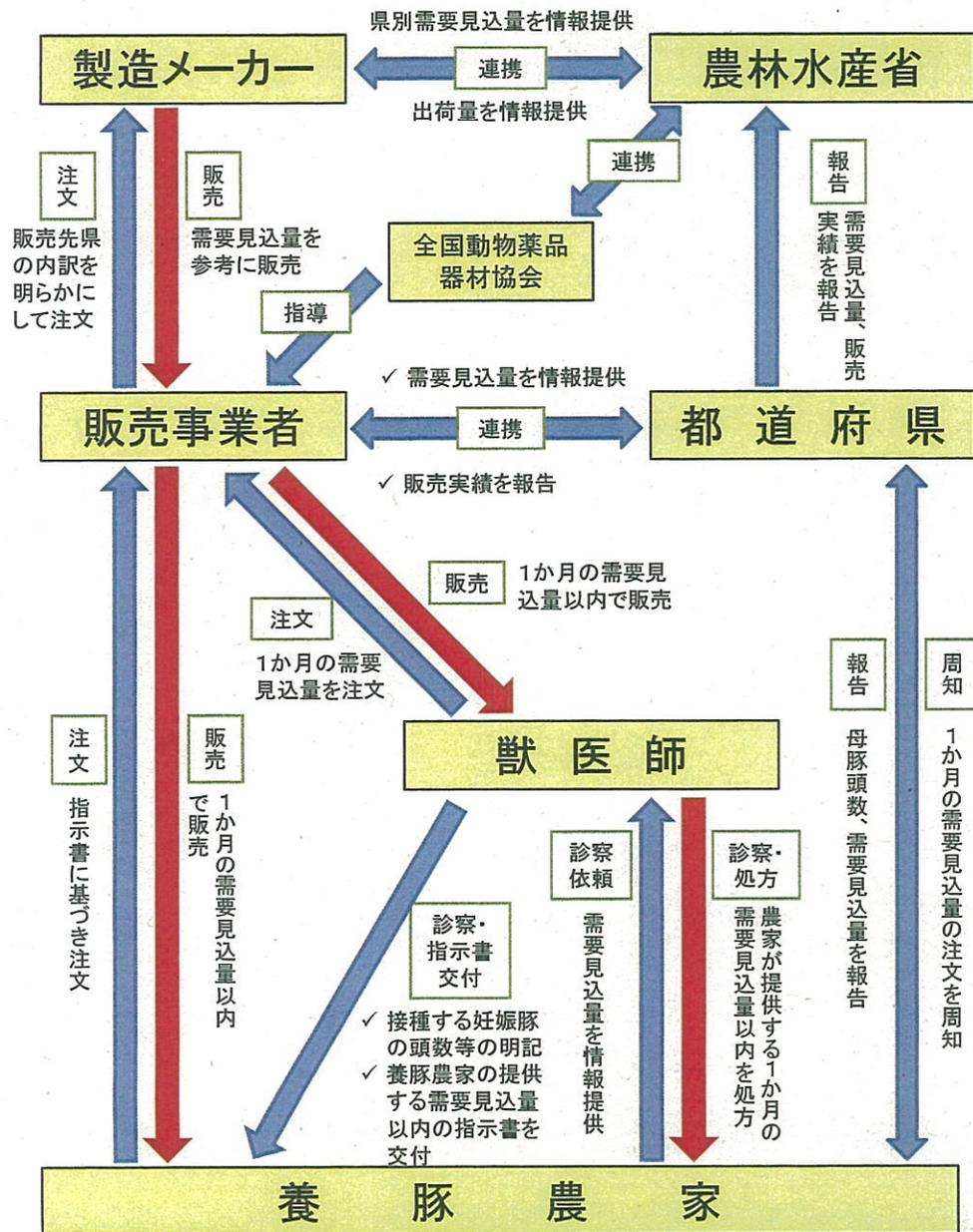
2. 販売事業者

- (1) 1の(1)により都道府県から情報提供される需要見込量を参考に、1か月ごとの販売予定数量を決定し、その範囲内で製造メーカーに注文すること。ただし、在庫がある場合は、販売予定数量からその量を差し引いた数量とすること。
- (2) 製造メーカーに注文する際は、「需要見込量の該当月」及び「注文数量の都道府県ごとの内訳」を明らかにすること。
- (3) 翌月分の注文は、ワクチンの輸送や販売に要する日数を考慮して、当月の合理的な時期に開始すること。

別記 関係団体

公益社団法人 中央畜産会
協同組合日本飼料工業会
全国農業協同組合連合会
全国畜産農業協同組合連合会
一般社団法人 日本家畜商協会
一般社団法人 日本養豚協会
日本養豚事業協同組合
一般社団法人日本SPF豚協会
公益社団法人 日本獣医師会
一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会
公益社団法人 日本動物用医薬品協会
一般社団法人 全国動物薬品器材協会
一般社団法人 日本畜産副産物協会
全国精麦工業共同組合連合会
全国食肉センター協議会

新たなPEDワクチンの円滑供給体制



新たなPEDワクチンの円滑供給の流れ

1. 都道府県別の需要見込量の作成

- 都道府県は、養豚農家の需要見込量を取りまとめ、農林水産省（動物衛生課）に報告。
- 農林水産省は、都道府県別の需要見込量を作成（動物衛生課）し、製造メーカーに情報提供（畜水産安全管理課）。

2. 都道府県と販売事業者間の連携

- 都道府県は、販売事業者に需要見込量を提供。販売事業者は、需要見込量を参考にして、販売予定数量を決定し、製造メーカーに注文。

3. 都道府県から養豚農家への周知

- 養豚農家に対し、需要見込量の範囲内で注文するよう周知。

4. 獣医師の指示書の交付

- 獣医師は、養豚農家から提供される需要見込量の範囲で指示書を交付。
- 養豚農家は、上記の指示書に基づき、販売事業者に注文。（既に購入したワクチンがある場合は、先に当該ワクチンを使用）

5. 製造メーカーから販売事業者への販売

- 販売事業者からの注文を受けた製造メーカーは、農林水産省から提供する都道府県ごとの需要見込量を参考に販売事業者へ販売。

6. 販売事業者から養豚農家・獣医師への販売

- 養豚農家又は獣医師からの注文を受けた販売事業者は、需要見込量の範囲で販売。

7. 実績の取りまとめ

- 販売事業者は、販売実績をとりまとめ、都道府県に報告。また、都道府県はこの取りまとめを畜水産安全管理課に報告。

豚流行性下痢（PED）のワクチン

平成26年10月28日
現在

- **妊娠豚に2回注射**すると、母豚は抗体を含んだ乳を出します。
- この乳を飲むと、**子豚**の発症を防いだり、症状を軽くすることができます。

【昨年秋】

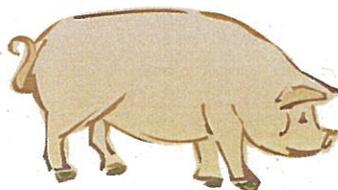
ワクチンメーカー
に増産を要請

【25年度】

100万回分の
ワクチンを出荷

【26年度】

- 本年度は300万回分を製造予定
- 第1・第2四半期は**193万回分**を製造
- 第3四半期（10～12月）は**93万回分**を製造予定
- 第4四半期（1～3月）も需給に見合った製造



全国の子取り用めす豚：
899,700頭（平成25年2月）



ワクチンの効果を十分引き出すために、**日頃からの衛生管理**（特に分娩舎におけるこまめな排せつ物処理や消毒など）の徹底が重要です。



豚流行性下痢（PED）ワクチンの使い方

PEDワクチンは、妊娠豚に2回注射することで、分娩後、**ほ乳豚が乳汁（特に、常乳）を続けて十分に飲むことにより**、PEDの発症を阻止又は軽くすることができます。



ワクチンの効果を十分に引き出すために、次のことに注意して使いましょう。

1. 用法・用量に従った使用

- 用法・用量を守って、**分娩前の妊娠豚に2回注射**します。
- 子豚や肥育豚にワクチンを注射しても効果はありません。

2. 継続的な使用

- **ワクチンを続けて使いましょう**。発生してからワクチンを接種しても、十分な効果を得ることが難しくなります。

3. 母豚の健康管理

- **分娩舎を衛生的に保ち、母豚へのストレスを減らすなど**、母豚の健康管理が大切です。
- また、母豚が十分に乳汁を出しているか、子豚が十分にほ乳できているか確かめましょう。

4. 衛生的な飼養管理

- 日頃から清掃や消毒を徹底し、排泄物をこまめに適切に処理し、衛生的な飼養環境を保ち、**ウイルスから子豚を守る環境**を作りましょう。

